

青森県報

第三千四百二十九号

平成二十三年
八月二十二日
(月曜日)

目次

告 示

広域連合の規約の変更……………(市 振興町 課村) …… 一

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行
う事業所の所在地変更の届出……………(障害福祉課) …… 一

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃
止の届出……………(同) …… 二

公 告

建設業者の許可の取消し……………(西 北 地 域 局) …… 二

右 同……………(同) …… 二

告 示

青森県告示第六百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定によ
り、つがる西北五広域連合の規約の変更を平成二十三年八月十日許可したので、同条
第五項の規定により公表する。

平成二十三年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百九十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、
次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所
在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十三年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
科北有 斗限会 医理社	科北有 斗限会 医理社	科北有 斗限会 医理社	科北有 斗限会 医理社	株式会 社 パ リ ユ ー	株式会 社 パ リ ユ ー	株式会 社 パ リ ユ ー	株式会 社 パ リ ユ ー	指定障害福祉サービ ス 業 者
弘前市大 字一八	弘前市大 字一八	弘前市大 字一八	弘前市大 字一八	弘前市大 字一六七	弘前市大 字一六七	弘前市大 字一六七	弘前市大 字一六七	主たる事務 所の所在地
介重 護訪 問	居宅 介 護	居宅 介 護	介重 護訪 問	介重 護訪 問	居宅 介 護	居宅 介 護	居宅 介 護	障害福祉 サービ ス の 種 類
北斗 ヘル ス シ ョ ン テ ル	北斗 ヘル ス シ ョ ン テ ル	北斗 ヘル ス シ ョ ン テ ル	北斗 ヘル ス シ ョ ン テ ル	ヘル パ ー シ ョ ン テ ル の ほ う の ほ う	ヘル パ ー シ ョ ン テ ル の ほ う の ほ う	ヘル パ ー シ ョ ン テ ル の ほ う の ほ う	ヘル パ ー シ ョ ン テ ル の ほ う の ほ う	障害福祉サービ ス 業 務 を 行 う 事 業 所
弘前市大 字一八 の四	弘前市大 字一八 の四	弘前市大 字一八 の四	弘前市大 字一八 の四	弘前市大 字一八 の四	弘前市大 字一八 の四	弘前市大 字一八 の四	弘前市大 字一八 の四	所在地
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	変更 年月 日

青森県告示第六百九十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十三年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
医療法人幸仁会	名称	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	行動援護	みちのく水戸ヘルシオンステーション	平成二十三年七月二十二日
	名称	十和田市大字三本木字里ノ沢一の六二			

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社中野工業
- 二 代表者の氏名 中野 峰夫
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市字一ツ谷五五五の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一ニ）第四〇〇二七九号
- 五 取消年月日 平成二十三年七月十二日

- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年三月二十二日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社山内工務店
- 二 代表者の氏名 山内 康裕
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字広田字榊森四八の二八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第四〇〇三〇〇号
- 五 取消年月日 平成二十三年七月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工、とび・土工、タイル・レンガ・ブロック、鋼構造物、鉄筋工業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年五月十二日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭